

政令第 号

道路法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十二条第一項第七号、第三十三条第一項及び第三十九条第二項（これらの規定を同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項第二号並びに第二項第一号及び第三号中「第三項（）」を「第三項（これらの規定を）」に改める。

第四条第一項第六号中「第三項（）」を「第三項（これらの規定を）」に改め、「これらの規定を」を削り、同項第十二号の二中「同条第二項後段」を「同項後段」に改め、同項第十八号本文中「第二項（）」を「第二項（これらの規定を）」に改め、「これらの規定を」を削り、同号ただし書中「第三号（）」を「第三号（これらの規定を）」に改め、「これらの規定を」を削る。

第六条第二項中「法第二十七条第二項」を「同条第二項」に改め、同項第二号中「第三項（）」を「第三項

(これらの規定を」に改め、「これらの規定を」を削り、同項第五号中「第二項(」を「第二項(これらの規定を」に改め、「これらの規定を」を削り、「第三項(」を「第三項(これらの規定を」に改める。

第七条中「第三十二条第一項第七号に規定する」を「第三十二条第一項第七号の」に改め、同条第三号中「瓦」を「瓦^{かわら}」に改め、同条第九号を同条第十号とし、同条第八号中「第十四条の二において単に「連結路附属地」を「以下「特定連結路附属地」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。

八 道路の区域内の地面に設ける自転車(側車付きのものを除く。以下同じ。)、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第三項に規定する原動機付自転車(側車付きのものを除く。以下単に「原動機付自転車」という。)又は同法第三条に規定する小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの(いずれも側車付きのものを除く。以下「二輪自動車」という。)を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具(第六号に掲げる施設に設けるものを除く。)

第九条から第十一条の二までを次のように改める。

(占用の期間に関する基準)

第九条 法第三十二条第二項第二号に掲げる事項についての法第三十三条第一項の政令で定める基準は、占用の期間又は占用の期間が終了した場合においてこれを更新しようとする場合の期間が、次の各号に掲げる工作物、物件又は施設の区分に応じ、当該各号に定める期間であることとする。

一 次に掲げる工作物、物件又は施設 十年以内

イ 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）による水管（同法第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供するものに限る。）

ロ 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）による水管（同法第二条第四項に規定する工業用水道事業の用に供するものに限る。）

ハ 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）による下水道管

ニ 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）又は全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十号）による鉄道で公衆の用に供するもの

ホ ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）によるガスパ管（同法第二条第一項に規定する一般ガス事業又は同条第三項に規定する簡易ガス事業の用に供するものに限る。）

へ 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）による電柱又は電線（同法第二条第一項第十号に規定する電気事業者（同項第八号に規定する特定規模電気事業者を除く。）がその事業の用に供するものに限る。）

ト 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）による電柱、電線又は公衆電話所（同法第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る。）

チ 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）による石油管（同法第二条第三項に規定する石油パイプライン事業の用に供するものに限る。）

二 その他の法第三十二条第一項各号に掲げる工作物、物件又は施設 五年以内

（一般工作物等の占用の場所に関する基準）

第十条 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての同条第一項各号に掲げる工作物、物件又は施設（電柱、電線、公衆電話所、水管、下水道管、ガスパ管、石油管、第七条第四号に掲げる仮設建築物、同条第五号に掲げる施設及び同条第八号に掲げる器具を除く。以下この条において「一般工作物等」という。

）に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 一般工作物等（鉄道の軌道敷を除く。以下この号において同じ。）を地上（トンネルの上又は高架の道路の路面下の道路がない区域の地上を除く。次条第一項第二号、第十一条の二第一項第一号、第十一条の三第一項第一号及び第十一条の六第一項において同じ。）に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所（特定連結路附属地の地上に設ける場合にあつては、ロ及びハのいずれにも適合する場所）であること。

イ 一般工作物等の道路の区域内の地面に接する部分は、次のいずれかに該当する位置にあること。

(1) 法^{のり}面

(2) 側溝上の部分

(3) 路端に近接する部分

(4) 歩道（自転車歩行者道を含む。第十一条の七第一項第二号を除き、以下この章において同じ。）

内の車道（自転車道を含む。第十一条の七第一項第一号及び第十一条の八第一項第一号を除き、以

下この章において同じ。）に近接する部分

- (5) 一般工作物等の種類又は道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合にあつては、分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分
- ロ 一般工作物等の道路の上空に設けられる部分（法敷^{のり}、側溝、路端に近接する部分、歩道内の車道に近接する部分又は分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分の上空にある部分を除く。）がある場合においては、その最下部と路面との距離が四・五メートル（歩道上にあつては、二・五メートル）以上であること。
- ハ 一般工作物等の種類又は道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分以外の道路の部分であること。
- 二 一般工作物等を地下に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。
- イ 一般工作物等の種類又は道路の構造からみて、路面をしばしば掘削し、又は他の占用物件と錯そうするおそれのない場所であること。
- ロ 保安上又は工事実施上の支障のない限り、他の占用物件に接近していること。
- ハ 道路の構造又は地上にある占用物件に支障のない限り、当該一般工作物等の頂部が地面に接近して

いること。

三 一般工作物等をトンネルの上に設ける場合においては、トンネルの構造の保全又はトンネルの換気若しくは採光に支障のない場所であること。

四 一般工作物等を高架の道路の路面下に設ける場合においては、高架の道路の構造の保全に支障のない場所であること。

五 一般工作物等を特定連結路附属地に設ける場合においては、連結路及び連結路により連結される道路の見通しに支障を及ぼさない場所であること。

(電柱又は公衆電話所の占用の場所に関する基準)

第十一条 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての電柱又は公衆電話所に関する法第三十三条第

一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 道路の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ないと認められる場所であること。

二 電柱（鉄道の電柱を除く。）を地上に設ける場合においては次のいずれにも適合する場所であり、鉄

道の電柱又は公衆電話所を地上に設ける場合においてはイに適合する場所であること。

イ 電柱又は公衆電話所の道路の区域内の地面に接する部分は、次のいずれかに該当する位置にあること。

(1) 法面（法面のり）のない道路にあつては、路端に近接する部分

(2) 歩道内の車道に近接する部分

ロ 同一の線路に係る電柱を道路（道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分を除く。以下この号において同じ。）に設ける場合においては、道路の同じ側であること。

ハ 電柱を歩道を有しない道路に設ける場合において、その反対側に占用物件があるときは、当該占用物件との水平距離が八メートル以上であること。

2 前条第二号から第五号までの規定は電柱について、同条第一号（ハに係る部分に限る。）及び第二号から第五号までの規定は公衆電話所について準用する。

（電線の占用の場所に関する基準）

第十一條の二 法第三十二條第二項第三号に掲げる事項についての電線に関する法第三十三條第一項の政令

で定める基準は、次のとおりとする。

一 電線を地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。

イ 電線の最下部と路面との距離が五メートル（既設の電線に附属して設ける場合その他技術上やむを得ず、かつ、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合にあつては四・五メートル、歩道上にあつては二・五メートル）以上であること。

ロ 電線を既設の電線に附属して設ける場合においては、保安上の支障がなく、かつ、技術上やむを得ないとき又は公益上やむを得ない事情があると認められるときを除き、当該既設の電線に、これと錯そうするおそれがなく、かつ、保安上の支障のない程度に接近していること。

二 電線を地下（トンネルの上又は高架の道路の路面下の道路がない区域の地下を除く。次条第一項第二号及び第十一条の四第一項において同じ。）に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。

イ 道路を横断して設ける場合及び車道（歩道を有しない道路にあつては、路面の幅員の三分の二に相当する路面の中央部。以下この号及び第十一条の六第一項第二号において同じ。）以外の部分に当該

場所に代わる適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められるときに電線の本線を車道の部分に設ける場合を除き、車道以外の部分であること。

ロ 電線の頂部と路面との距離が、保安上又は道路に関する工事の実施上の支障のない場合を除き、車道にあつては〇・八メートル、歩道（歩道を有しない道路にあつては、路面の幅員の三分の二に相当する路面の中央部以外の部分。次条第一項第二号イ並びに第十一条の六第一項第二号及び第三号において同じ。）にあつては〇・六メートルを超えていること。

三 電線を橋又は高架の道路に取り付ける場合においては、桁けたの両側又は床版の下であること。

2 第十条第二号から第五号まで及び前条第一項第一号の規定は、電線について準用する。

第十一条の二の次に次の六条を加える。

（水管又はガスパンの占用の場所に関する基準）

第十一条の三 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての水管又はガスパンに関する法第三十三条第

一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 水管又はガスパンを地上に設ける場合においては、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分以外の道

路の部分であること。

二 水管又はガスパ管を地下に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。

イ 道路を横断して設ける場合及び歩道以外の部分に当該場所に代わる適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められるときに水管又はガスパ管の本線を歩道以外の部分に設ける場合を除き、歩道の部分であること。

ロ 水管又はガスパ管の本線の頂部と路面との距離が一・二メートル（工事実施上やむを得ない場合にあっては、〇・六メートル）を超えていること。

2 第十条第一号（ロに係る部分に限る。）及び第二号から第五号まで、第十一条第一項第一号並びに前条第一項第三号の規定は、水管又はガスパ管について準用する。

（下水道管の占用の場所に関する基準）

第十一条の四 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての下水道管に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、下水道管の本線を地下に設ける場合において、その頂部と路面との距離が三メートル（工事実施上やむを得ない場合にあつては、一メートル）を超えていることとする。

2 第十条第一号（ロに係る部分に限る。）及び第二号から第五号まで、第十一条第一項第一号、第十一条の二第一項第三号並びに前条第一項第一号及び第二号（イに係る部分に限る。）の規定は、下水道管について準用する。

（石油管の占用の場所に関する基準）

第十一条の五 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての石油管に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 トンネルの上の道路がない区域に設ける場合及び地形の状況その他特別の理由によりやむを得ないと認められる場合を除き、地下であること。

二 石油管を地下に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。

イ 道路を横断して設ける場合及びトンネルの上又は高架の道路の路面下の道路がない区域に設ける場合を除き、原則として車両の荷重の影響の少ない場所であり、かつ、石油管の導管と道路の境界線との水平距離が保安上必要な距離以上であること。

ロ 道路の路面下に設ける場合においては、高架の道路の路面下の道路がない区域に設ける場合を除き

、次に定めるところによる深さの場所であること。

(1) 市街地においては、防護構造物により石油管の導管を防護する場合にあつては当該防護構造物の頂部と路面との距離が一・五メートルを、その他の場合にあつては石油管の導管の頂部と路面との距離が一・八メートルを超えていること。

(2) 市街地以外の地域においては、石油管の導管の頂部（防護構造物によりその導管を防護する場合にあつては、当該防護構造物の頂部）と路面との距離が一・五メートルを超えていること。

ハ 道路の路面下以外の場所に設ける場合においては、トンネルの上の道路がない区域に設ける場合を除き、当該石油管の導管の頂部と地面との距離が一・二メートル（防護工又は防護構造物によりその導管を防護する場合においては、市街地にあつては〇・九メートル、市街地以外の地域にあつては〇・六メートル）を超えていること。

ニ 高架の道路の路面下に設ける場合においては、道路を横断して設ける場合を除き、当該石油管の導管と道路の境界線との水平距離が保安上必要な距離以上であること。

三 石油管を地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。

イ トンネルの中でないこと。

ロ 高架の道路の路面下の道路のない区域にあつては、当該高架の道路の桁けたの両側又は床版の下であり、かつ、当該石油管を取り付けることができる場所であること。

ハ 石油管の最下部と路面との距離が五メートル以上であること。

2 第十条第二号から第五号まで、第十一条の二第一項第三号及び第十一条の三第一項第一号の規定は、石油管について準用する。この場合において、第十条第二号中「適合する場所」とあるのは、「適合する場所（高架の道路の路面下の地下に設ける場合にあつては、イ及びロに適合する場所）」と読み替えるものとする。

（特定仮設店舗等の占用の場所に関する基準）

第十一条の六 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七条第四号に掲げる仮設建築物及び同条第五号に掲げる施設（以下「特定仮設店舗等」という。）に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、特定仮設店舗等を地上に設ける場合において、次のいずれにも適合する場所であることとする。

一 道路の一方の側に設ける場合にあつては十二メートル以上、道路の両側に設ける場合にあつては二十

四メートル以上の幅員の道路であること。

二 法面、側溝上の部分又は歩道上の部分（道路の構造又は道路の周辺の状況上やむを得ないと認められる場合において、当該道路の交通に著しい支障を及ぼさないときにあつては、これらの部分及び車道内の歩道に近接する部分）であること。

三 歩道上の部分に設ける場合においては、特定仮設店舗等を設けたときに歩行者がその一方の側を通行することができる場所であること。

四 特定仮設店舗等を設けることによつて通行することができなくなる路面の部分の幅員が道路の一方の側につき四メートル以下であること。

2 第十条第一号（ハに係る部分に限る。）及び第二号から第五号までの規定は、特定仮設店舗等について準用する。

（自転車駐車器具の占用の場所に関する基準）

第十一条の七 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七条第八号に規定する自転車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具（以下この条において「自転車駐車器具」という。）に関する

法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のいずれにも適合する場所であることとする。

一 車道以外の道路の部分（分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分を除く。次条第一項第一号において同じ。）であること。

二 法^{のり}面若しくは側溝上の部分又は自転車道、自転車歩行者道若しくは歩道上に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該自転車駐車器具を自転車の駐車の用に供したときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の一方の側の幅員が道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第十条第三項本文、第十条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員であること。

2 第十条第一号及び第五号の規定は、自転車駐車器具について準用する。この場合において、同条第一号中「地上（」とあるのは「地面（」と、「地上を」とあるのは「地面を」と、「次のいずれにも適合する場所（特定連結路附属地の地上に設ける場合にあつては、ロ及びハのいずれにも適合する場所）」とあるのは「ロ及びハのいずれにも適合する場所」と読み替えるものとする。

（原動機付自転車等駐車器具の占用の場所に関する基準）

第十一条の八 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七条第八号に規定する原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具（以下この条において「原動機付自転車等駐車器具」という。）に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のいずれにも適合する場所であることとする。

- 一 車道以外の道路の部分内の車道に近接する部分であること。
- 二 道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該原動機付自転車等駐車器具を原動機付自転車又は二輪自動車の駐車の用に供したときに自転車又は歩行者が通行することができ、る部分の幅員が道路構造令第十条第三項本文、第十条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員であること。

2 第十条第一号及び第五号の規定は、原動機付自転車等駐車器具について準用する。この場合において、同条第一号中「地上（）」とあるのは「地面（）」と、「地上を」とあるのは「地面を」と、「次のいずれにも適合する場所（特定連結路附属地の地上に設ける場合にあつては、ロ及びハのいずれにも適合する場所）」とあるのは「ロ及びハのいずれにも適合する場所」と読み替えるものとする。

第十二条を次のように改める。

(構造に関する基準)

第十二条 法第三十二条第二項第四号に掲げる事項についての法第三十三条第一項の政令で定める基準は、

次のとおりとする。

- 一 地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する構造であること。
 - イ 倒壊、落下、はく離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。
 - ロ 電柱の脚釘^いは、路面から一・八メートル以上の高さには、道路の方向と平行して設けるものであること。
 - ハ 特定仮設店舗等にあつては、必要最小限度の規模であり、かつ、道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくするものであること。
 - ニ 地下に設ける場合においては、次のいずれにも適合する構造であること。
 - イ 堅固で耐久性を有するとともに、道路及び地下にある他の占用物件の構造に支障を及ぼさないもの

であること。

ロ 車道に設ける場合においては、道路の強度に影響を与えないものであること。

ハ 電線、水管、下水道管、ガス管又は石油管については、各戸に引き込むために地下に設けるものその他国土交通省令で定めるものを除き、国土交通省令で定めるところにより、当該占用物件の名称、管理者、埋設した年その他の保安上必要な事項を明示するものであること。

三 橋又は高架の道路に取り付ける場合においては、当該橋又は高架の道路の強度に影響を与えない構造であること。

四 特定連結路附属地に設ける場合においては、次のいずれにも適合する構造であること。

イ 連結路及び連結路により連結される道路の見通しに支障を及ぼさないものであること。

ロ 当該工作物、物件又は施設の規模及び用途その他の状況に応じ、当該工作物、物件又は施設と連絡する道路の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼさないように、必要な規模の駐車場及び適切な構造の通路その他の施設を設けるものであること。

第十二条の二から第十四条の二までを削る。

第十五条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（工事实施の方法に関する基準）」を付し、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

法第三十二条第二項第五号に掲げる事項についての法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

第十五条第四号中「一側」を「一方の側」に改め、同条第五号中「には」を「においては」に、「おおいを設け、夜間は赤色灯又は黄色灯をつけ、」を「覆いの設置、夜間における赤色灯又は黄色灯の点灯」に改め、同条に次の一号を加える。

六 前各号に定めるところによるほか、電線、水管、下水道管、ガスパ管若しくは石油管（以下この号において「電線等」という。）が地下に設けられていると認められる場所又はその付近を掘削する工事にあつては、保安上の支障のない場合を除き、次のいずれにも適合するものであること。

イ 試掘その他の方法により当該電線等を確認した後実施すること。

ロ 当該電線等の管理者との協議に基づき、当該電線等の移設又は防護、工事の見回り又は立会いその他の保安上必要な措置を講ずること。

ハ ガス管又は石油管の付近において、火気を使用しないこと。

第十五条を第十三条とし、第十五条の二を削る。

第十六条の見出しを「(工事の時期に関する基準)」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

法第三十二条第二項第六号に掲げる事項についての法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

第十六条第一号中「とする」を「である」に改め、同条第二号中「とする」を「である」に、「掘さく」を「掘削」に、「しや断」を「遮断」に、「少い」を「少ない」に改め、同条を第十四条とする。

第十七条の見出しを「(道路の復旧の方法に関する基準)」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

法第三十二条第二項第七号に掲げる事項についての法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

第十七条第一号中「掘さく土砂を埋めもどす」を「占用のために掘削した土砂を埋め戻す」に、「しめ固

める」を「締め固める」に改め、同条第二号中「掘さく土砂」を「占用のために掘削した土砂」に、「埋めもどす」を「埋め戻す」に、「入換を行った後」を「入換えを行った後に」に改め、同条第三号中「表面仕上げ」を「表面仕上げ」に、「掘さく」を「掘削」に、「しめ固める」を「締め固める」に改め、同条を第十五条とする。

第十七条の二中「第十二条の四まで及び第十四条から」を削り、同条ただし書中「第九条に規定する石油管」を「第十一条の五に規定する石油管（第九条第一号チに掲げる石油管に限る。以下この条において同じ。）」に、「又は構造についての」を「に関する基準又は第十二条に規定する石油管の構造に関する」に改め、同条を第十六条とする。

第十八条中「第三十六条第一項但書に規定する」を「第三十六条第一項ただし書の」に、「こえない」を「超えない」に改め、同条を第十七条とする。

第十九条中「第三十九条第一項但書に規定する」を「第三十九条第一項ただし書の」に改め、同条を第十八条とする。

第十九条の二第一項中「第七条第八号及び第九号」を「第七条第九号及び第十号」に改め、同条を第十九

条とする。

第十九条の三第二項ただし書中「但し」を「ただし」に、「取消」を「取消し」に、「こえる」を「超える」に改め、同条を第十九条の二とする。

第十九条の四を第十九条の三とし、第二章中同条の次に次の一条を加える。

（道路の占用に関する規定の道路予定区域についての準用）

第十九条の四 第七条から前条までの規定は、道路予定区域に法第三十二条第一項各号に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路予定区域を使用する場合について準用する。

第十九条の十一の見出しを「（違法放置物件に関する規定の道路予定区域についての準用）」に改める。

第三十四条の二の三第一項第一号中「（昭和四十五年政令第三百二十号）」を削る。

第三十七条第一項中「第七十三条第二項」の下に「（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）

以下この条において同じ。」を加える。

第三十八条中「第九十二条第一項」の下に「（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第三十九条第二項第六号中「第十九条の二第三項第六号」を「第十九条第三項第六号」に改める。

別表中「第十九条の二」を「第十九条」に改め、同表法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物の項中「地下電線その他地下に設ける」を「地下に設ける電線その他の」に改め、同表第七条第六号に掲げる施設並びに同条第七号に掲げる施設及び自動車駐車場及び第七条第八号及び第九号に掲げる施設の項を次のように改める。

第七号に掲げる施設並びに同条第七号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物			
	階数が一のもの	階数が二のもの	階数が三のもの	階数が四以上のもの
	Aに〇・〇〇五 を乗じて得た額	Aに〇・〇〇六 を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八 を乗じて得た額	Aに〇・〇〇九 を乗じて得た額
	Aに〇・〇〇六 を乗じて得た額	Aに〇・〇〇九 を乗じて得た額	Aに〇・〇一一 を乗じて得た額	Aに〇・〇一三 を乗じて得た額
	Aに〇・〇〇八 を乗じて得た額	Aに〇・〇一一 を乗じて得た額	Aに〇・〇一五 を乗じて得た額	Aに〇・〇一六 を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成十九年一月四日から施行する。

(道路整備特別措置法施行令の一部改正)

2 道路整備特別措置法施行令(昭和三十一年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「から第九号まで」を「、第七号、第九号及び第十号」に改める。

第十二条中「第十九条の二第二項」を「第十九条第一項」に、「第十九条の三第一項」を「第十九条の二第二項」に、「第十九条の二第三項」を「第十九条第三項」に改める。

第十八条第二項の表第十九条の四第一項の項中「第十九条の四第一項」を「第十九条の三第一項」に改め、同条第三項中「第十九条の二第三項」を「第十九条第三項」に、「第十九条の三第二項ただし書」を「第十九条の二第二項ただし書」に改め、同項の表第十九条の三第一項の項中「第十九条の三第一項」を「第十九条の二第二項」に改め、同表第十九条の四第一項の項中「第十九条の四第一項」を「第十九条の三第一項」に改める。

(高速自動車国道法施行令の一部改正)

3 高速自動車国道法施行令(昭和三十二年政令第二百五号)の一部を次のように改正する。

第十三条の表第三条の二第一項、第十九条の二第一項から第三項まで、第十九条の三第一項の項中「第十九条の二第一項」を「第十九条第一項」に、「第十九条の三第一項」を「第十九条の二第一項」に改め、同表第十九条の三第一項の項中「第十九条の三第一項」を「第十九条の二第一項」に改め、同表第十九条の四第一項の項中「第十九条の四第一項」を「第十九条の三第一項」に改める。

理由

自転車等の駐車場の整備を促進するため、道路の占用の許可に係る工作物、物件又は施設として、自転車等を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具を追加する等の必要があるからである。